

輸出入差止申立手続きにおける疎明資料



会員 乾 智彦*

要 約

本稿では、税関における輸出入差止申立手続きに関して、当該手続き時に税関に提出が必要な書類のうち、侵害の事実を疎明するための資料（疎明資料）について、現在、東京税関で弁理士上席調査官として勤務する筆者がその知見を基に具体例とともに説明した。

本稿における疎明資料の具体例では「特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修テキスト」のモデル訴状を題材として用い、弁理士が取り扱うことの多い、商標権、意匠権、及び特許権に関する例を示した。また、知的財産権侵害訴訟における訴状と疎明資料との違いに触れつつ、疎明資料作成時の注意事項を記載した。

疎明資料の記載内容は知的財産権侵害訴訟における訴状（侵害論）の内容と大きく異なるものではないものの、水際取締りを行う税関の特殊性・構造や税関における執行実効可能性等の観点から、独自の注意点がある。

なお、本稿の内容は、すべて筆者の個人的見解であり、所属する組織の公式見解を代表するものではないことを申し添えておく。

目次

1. はじめに
2. 関連条文及び提出書類
3. 訴状と輸入差止申立書及び疎明資料
4. 疎明資料の具体例
5. おわりに

1. はじめに

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大が人々の社会生活や企業活動に大きな影響を与えている世界情勢においても、模倣品による被害は衰えを見せない⁽¹⁾。一方で、技術の進歩、情報入手の容易化、越境 EC 等のビジネス態様の変化等により、模倣品や悪質なビジネスがより巧妙化している。

そのような状況の中、弁理士は、平成 12 年弁理士法改正により輸出入差止申立手続き等の申立代理権の付与が認められており⁽²⁾、積極的な模倣品対策活動が期待されている。

しかしながら、上記改正から 20 年ほどが経っているものの、当該手続きに慣れている弁理士は多くなく、また、当該手続きが権利行使にあたる手続きであるとの認識を欠き、クライアントの不利益となり得る

ケースもある状況である。

そこで、本稿では、輸出入差止申立手続きに対する理解を深めるべく、当該手続きで必要となる提出書類のうち、最も専門性を要する、侵害の事実を疎明するための資料（以下「疎明資料」という。）の具体例を示す。当該手続きには輸出差止申立手続きと輸入差止申立手続きとがあるが、両手続きは内容がほぼ同様であるため、弁理士が取り扱うことの多い輸入差止申立手続き（以下「申立手続き」という。）について記載する。なお、誌面の都合上、具体例を産業財産権に絞り、差止実績の多い順（商標権、意匠権、特許権）に記載する。

また、特定侵害訴訟代理業務に関わる諸先生方に容易に理解いただけるよう、知的財産権侵害訴訟（以下「侵害訴訟」という。）における訴状と異なる点を挙げ（後述「3. 訴状と輸入差止申立書及び疎明資料」）、疎明資料の具体例には「特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修テキスト⁽³⁾」のモデル訴状の題材を用いている（後述「4. 疎明資料の具体例」）。なお、申立手続きの全体の流れやその他の手続き・制度等につい

* 東京税関業務部総括知的財産調査官 弁理士上席

ては、税関ホームページ等⁽⁴⁾を参照いただきたい⁽⁵⁾。

2. 関連条文及び提出書類

(1) 主な関連条文

関税法では、輸入してはならない貨物として関 69 条の 11 第 1 項に「次に掲げる貨物は、輸入してはならない。…9 特許権、…、意匠権、商標権…を侵害する物品…」の旨規定されている。すなわち、申立手続きにおける侵害に関する主張・疎明（「疎明」は後述参照）は知的財産権法に基づいた内容となる。なお、本条の趣旨は、社会公共の利益を確保することである⁽⁶⁾。

また、申立手続きについては関 69 条の 13 第 1 項等に規定されている。関 69 条の 13 第 1 項では「…侵害

の事実を疎明するために必要な証拠を提出し…認定手続⁽⁷⁾を執るべきことを申し立てることができる」旨規定され、侵害の事実の立証は「証明」ではなく「疎明」で足りるものとされている。これは、税関で認定手続が執られている間、貨物が輸入できないことにより輸入者に不利益が及ぶことを勘案すれば相当程度の証拠を要すると考えられているためである⁽⁸⁾。そして、本規定は「税関の使命⁽⁹⁾」に則ったものでもある。ここで、上述のように、申立手続きにおいては「疎明」で足りるものとされているが、一方で、水際取締りは行政庁が他者の財産を没収等の行政処分を行う⁽¹⁰⁾制度であり、税関は慎重な判断が求められている。

なお、申立手続きは、立証が疎明で足り、迅速な手続き及び慎重な判断が求められる等の点から、裁判所

表 1 提出書類

書類	説明
1. 輸入差止申立書	税関ホームページに様式・記載例がある
2. 添付書類	上記申立書に以下 (1)～(5) を添付する
(1) 知的財産の内容を証する書類	登録原簿謄本及び公報の写し
(2) <u>侵害の事実を疎明するための資料（疎明資料）</u>	後述「4. 疎明資料の具体例」参照
イ 特許権	特許発明の技術的範囲に属すると認められる理由を明らかにする資料であって、次の①～④の事項を記載したもの ① 特許請求の範囲に記載された請求項のうち輸入差止申立てに係るものを明示し、当該請求項を構成要件ごとに分説した、特許発明の技術的範囲の説明 ② 侵害すると認める物品の技術的構成を上記①の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的態様の特定 ③ 上記①に記載した技術的範囲の説明と上記②に記載した具体的態様を対比して説明した、侵害すると認める物品が技術的範囲に属する理由 ④ 特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠
ロ 意匠権	登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認められる理由を明らかにする資料であって、次の①～③の事項を記載したもの ① 登録意匠を明示し、その登録意匠に係る物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合の態様を具体的に記載した、登録意匠の説明 ② 上記①の記載と対応させた、侵害すると認める物品の特定及び説明 ③ 上記①登録意匠の説明と上記②侵害すると認める物品を対比して説明した、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由
ハ 商標権	侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す写真等の資料であって、商品全体を観察できるもの（補足説明を含む）。次の①及び②の事項が明らかになるよう留意する ① 侵害すると認める物品に付された標章が登録商標と同一又は類似する商標であること ② 侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であること
(3) 識別ポイントに係る資料	侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの
(4) 通関解放金の額の算定の基礎となる資料	関連する裁判例や契約がない場合には省略可
(5) 代理権に関する書類	委任状

における知的財産権の侵害行為差止め仮処分手続（以下「仮処分手続」という。）と似た一面を有するものと解される⁽¹¹⁾。

(2) 提出書類

申立手続きでの主な提出書類は、表1である（関税法基本通達（以下、「通達」という。）69条の13-2～4）。本稿では、表1「2.(2) 侵害の事実を疎明するための資料（疎明資料）」について具体例を後述4. に示す⁽¹²⁾。

3. 訴状と輸入差止申立書及び疎明資料

申立手続きにおいて、侵害訴訟の訴状に相当する書類は、輸入差止申立書（以下「申立書」という。）及び疎明資料である。

ここで、上述のように、申立手続きは仮処分手続と似た一面を有しており、知的財産権侵害差止めの仮処分（仮処分命令申立書（民保13条1項、民保規1条1項））では、疎明の程度は本案訴訟における証明の程度と事実上異なるものではなく⁽¹³⁾、侵害物件の特定や構成要件の充足性判断等の点では、基本的に本案訴訟と異なるところはないものとされている⁽¹⁴⁾。同じく、申立手続きにおける申立書及び疎明資料の内容もまた、侵害訴訟の訴状における侵害物件の特定や構成要件の充足性判断等といった侵害論の内容と、ほぼ同様の内容（骨子）であると解される。

しかしながら、水際取締りを行う税関の特殊性・構造や税関での執行実効可能性の観点等から異なる点があり、申立書及び疎明資料の作成時には独自の留意点がある。

以下、侵害訴訟の訴状から見て申立書及び疎明資料の異なる主な点を記載する。

(1) 税関の特殊性（税関の使命）の観点

①「請求の趣旨」に相当する部分の記載箇所がない点
訴状の「請求の趣旨」は、訴えによって求める審判内容の簡潔かつ確定的な表示であるが⁽¹⁵⁾、申立書及び疎明資料にはこれに相当する記載箇所がない。これは、表題を「輸入差止申立書」とする書面が、税関長に対し認定手続を執るべきことを申し立てる書面となっており（関69条の13第1項、通達69の13-2）、申立人が「請求の趣旨」に相当する記載をせずとも、当該書面の提出により税関長に対して認定手続を執る

べきことを求める意思表示をすることができるためである。申立手続きの簡便化を図るための措置であると解する。

②（権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した）鑑定書等が疎明資料の代わりになる点（通達69の13-3(2)）

訴状の代わりになる書類はないが、申立手続きでは疎明資料の代わりに鑑定書等を用いることができる⁽¹⁶⁾。記載内容が重複する疎明資料作成の手間を省き、簡便化を図っているものと解する⁽¹⁷⁾。

③ インカメラ手続き等（特105条2項等）がなく開示できない内容を記載できない点

疎明資料の内容は、輸入者等の利害関係者に開示できるもの（黒塗り措置は認められている）に限られている（通達69の13-3(2)）。現行制度では営業秘密等を使用して疎明することが困難である。簡便な手続きであって公正・公平でかつ透明化を図るためであると解する。

④ ライセンス料の基礎となる資料を求められる場合がある点⁽¹⁸⁾

本資料は、税関の通関解放制度⁽¹⁹⁾（関69条の20）における通関解放金（関69条の20第3項）の算出のために用いられるが（上記2.(2)表1(4)）、常に必要となるわけではない。TRIPS協定53条2項の規定を担保するために設けられている制度である。

⑤ 規範となる判例等の記載が多くの場合で不要とされる点

訴状では、著名な判例等も規範として明記するが、疎明資料では、記載が冗長となるのを避けるため、これら判例等は多くの場合、記載不要との実務上の運用がなされている。申立手続きの簡便化を図るためである。なお、全ての規範について記載不要というわけではなく、疎明する上で必要となる判例等の規範に関しては疎明資料への記載を要する。

⑥ 商標権に関し、商品・役務の類否判断において類似群コードの記載も参酌される点

訴状では、商品・役務の類否判断において、その商品名等により類否が明確な場合以外は、生産等部門・原材料等・用途・需要者の範囲等に関する立証が必要となる。一方、疎明資料では、上記立証内容を記載するとともに類似群コードを記載することで、商品の類否判断において当該類似群コードも参酌される。専門

官庁たる特許庁の一つの見解として税関での判断においても参酌されている。

(2) 水際取締りの構造上の観点

⑦ 輸入者に関する記載を要しない場合がある点

訴状では、当事者である被告は必要的記載事項（民訴133条2項，民訴規2条1項2号）である。一方、申立手続きでは、被告に相当する輸入者を把握していれば「予想される輸入者」を記載するが、把握していないこともあり、その場合には記載する必要はない⁽²⁰⁾。相手方が未だ不明な場合でも申立てを可能とすることにより、効果的な水際取締りを図るためである。

⑧ 輸入者の行為に関する記載が不要とされる点

訴状では、差止対象は被告の侵害行為であるため、被告の行為に関する記載が必要であるが、申立手続きでは、行政処分の直接的な対象が侵害物品となっているため（＝「物」中心の構造）、輸入者の行為に関する記載は不要である。

⑨ 「損害論」に関する記載が不要とされる点⁽²¹⁾

申立手続きは、社会公共の利益を確保すべく、侵害物品⁽²²⁾を輸入させないための手続きであって、侵害物品により被った損害の賠償を求めるものではないからである。

(3) 税関における執行実効可能性の観点

⑩ 商標権に関し、疎明資料に物品の全体を観察できる写真が必要となる点（通達69条の13-3(2)ハ）

訴状では、商標及び商品・役務の類似性等を示すため、被告製品の説明に関して主に被告標章及び製品の内容を把握できる記載であればよい。一方、税関では、行政処分の直接的な対象を侵害物品としているため、対象となる物品がどのような状態（商標の使用態様⁽²³⁾等含む）で輸入されるのか把握する必要がある。疎明資料の簡便化とともに、税関における執行実効可能性の担保のためであると解する。

⑪ 写真や図面等を用いて発明や意匠等を分かりやすく特定する必要がある点

現場の税関で速やかに把握・理解できるよう、疎明資料では発明の内容や意匠の形態等を説明する際に写真や図面等を用いて分かりやすく記載する必要がある。税関から見て当該内容等が明確でない場合には、疎明不十分との判断や認定手続が執られない場合もあ

り得る。税関における執行実効可能性の担保のためである。

⑫ 「(別紙) 被告物件目録」を疎明資料の本文中に記載する点

単に記載場所の相違にすぎないが、申立手続きでは、執行実効可能性担保と同時に、将来的な執行を含めた記載とするか等の検討も必要となり、行政処分の直接的な対象となる物品の特定がより重要となる⁽²⁴⁾。

また、当該物品をどのように特定（型番等）するかは、権利行使戦略上においても検討すべき事項である。このような権利行使戦略上の観点からの留意点を以下記載する。

(4) 権利行使戦略上の観点

疎明資料において必須ではないが、次の点に留意するのが好ましい。

(i) 商標権

⑬ 登録商標の要部・3要素等を過剰に特定しない点

訴状では、被告標章との同一又は類似性を示すため、登録商標の要部・3要素等を明確かつ詳細に特定する。一方、申立手続きでは、将来的な模倣品に対しても認定手続を執ることができるよう、登録商標の特定について可能な限りシンプルな記載内容とするのが好ましい。また、詳細に記載する場合であっても、他の係争事案との関係において禁反言に注意する必要がある。この点は他の知的財産権も同様であるが、商標権は半永久権であるため、特に注意が必要である。

⑭ 商標権が複数ある場合、現場の税関で判断し易い登録商標を用いる点

裁判所では、出所の混同を生じるおそれがあるか否かを判断して商標の類否判断を行う。これは申立手続きにおいても同様であるが、当該手続きの最終処分が行政没収等である点を鑑みると、税関ではより慎重な判断が求められる。そして、模倣品における標章の構成態様によっては、類否の明確さが登録商標（商標権）ごとに異なるケースもある。その場合、類似性がより明確な商標権を用いて申立てを行うのが好ましい⁽²⁵⁾。

(ii) 意匠権

⑮ 両意匠の（形態の）差異点について詳細に記載する必要がある点

訴状では、原告は意匠の類否判断において自己に不利となり得る被告製品との意匠の差異点に関する記載

を最小限にするのが通常である。一方、疎明資料では、意匠の差異点を詳細に記載するのが好ましい。この点は訴状における記載と大きく異なる。

税関においては、把握可能な意匠の差異点が記載されていない場合、当該差異点が意匠の類否判断に及ぼす影響が不明確であり類否判断が困難とされ、その結果、疎明不十分と判断される場合がある。特に、模倣品の形態が若干変更されている場合に起こり得るケースである。

よって、疎明資料では、意匠の差異点を詳細に挙げつつも、当該差異点が意匠の類否判断に与える影響が小さいことを記載するのが好ましい。

⑯ 登録意匠の要部を必ずしも特定しなくともよい点

訴状では意匠の類否判断において登録意匠の要部を特定することが多く、疎明資料でも同様に要部を特定し意匠の類似性を主張することが多い。一方で、登録意匠の要部を特定せずに意匠の類似性を主張することも可能であって、税関の実務上でも登録意匠の要部を認定せずに意匠の類否判断を行う場合もある。

よって、将来的に生じ得る別の係争等を想定し、登録意匠の要部が一義的に決まる場合を除いて、疎明資料作成時に登録意匠の要部を特定すべきか否かを検討するのが好ましい。

(iii) 特許権

⑰ 文言侵害（請求項に記載の文言）の充足性の記載を最も充実させる点

訴状では、均等侵害等を含む全ての主張・立証を不足なく十分に記載する。一方、申立手続きでは、均等侵害の主張は認められているものの（通達 69 の 13-3 (2)）判断が困難な場合も少なくなく、また、輸入者側には特 104 条の 3 の直接適用はないものの無効の抗弁の主張・疎明が可能であり、その場合も判断が難しい場合がある。税関における判断は、それらを総合的に考慮しつつ、特許請求の範囲の文言上の充足性判断において侵害の事実が少しでも疑わしいと判断される場合には、疎明が不十分と判断され、申立てが不受理となり得る。また、上記以外にも、事案の内容が複雑な場合や、前例のない考慮要素がある場合にも、疎明不十分と判断される場合がある。税関では、慎重な判断が求められる一方で円滑な処理が要求され疎明の範囲で対処する必要があり、均等侵害・特許の有効性等が争点となる等の複雑・微妙な事案は税関の申立手続きになじまないからである。

よって、侵害の事実が認められる疎明内容とするには、基本的な位置付けである文言侵害（充足論）に関する記載を疎明資料において最も充実させ明確にすることが有効である⁽²⁶⁾。

⑱ 特許発明に関する記載は可能な限り特許明細書等の記載事項のみを用い、新たな記載事項を極力避ける点

訴状では、特許発明の説明等の際、特許明細書（出願経過含む）等に記載の内容よりも詳細な説明等をせざるを得ない場合がある。一方、疎明資料では、上述のように、その後の訴訟等を考慮して、可能な限り特許明細書等に記載の事項のみを用いるのが好ましい。不必要な記載を避け簡潔かつ明瞭な記載とすることで、禁反言及び円滑処理への対応が可能となり、申立人及び税関にとって共に好ましくなるからである。

(iv) 全体

⑲ 他の法域での権利行使を考慮しつつ、各法域に適した記載とする点

侵害訴訟でも同様であるが、特に、申立手続きでは、模倣品の将来的な態様が予測困難という観点から、法域横断的な判断を要し、疎明資料の内容も、他法域での権利行使を阻害するような記載を避ける必要がある。同時に、法域横断的に権利行使をする場合であっても、各法域に適した疎明内容としなければならない⁽²⁷⁾。

⑳ その他疎明資料の作成時に意識した方が好ましい点

ア 申立手続きは複雑・微妙な事案になじまない点

上述のように、申立手続きは仮処分手続きと似た一面を有しており、複雑・微妙な事案にはなじまないため、疎明資料も可能な限り簡潔・明瞭な内容とするのが好ましい。

イ 係争全体における申立手続きの位置付けを明確にする点

申立手続きに限らないが、係争における選択肢は複数あるため⁽²⁸⁾、水際取締制度の特徴を理解し、申立人における申立手続きの位置付けを明確にする必要がある。水際取締制度の特徴としては、例えば、迅速な対応が可能な点、全国の税関で取締りが可能であり効率的な点、税関に対する費用が不要で低コストである点、インカメラ手続き等がない点、一事不再理効がない点、通関解放制度がある点、国内の水際のみでの対応となる点等が挙げられる。但し、水際取締制度は社会公共の利益を確保することを目的としており、本制

度を悪用するようなことがあってはならない。

4. 疎明資料の具体例

疎明資料の具体例を、以下、商標権、意匠権、特許権について順次示す。本具体例は「特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修テキスト」に記載のモデル訴状を題材として用い、疎明資料として筆者が作成したものである。なお、本具体例は一例を示しており、内容はこれに限定されず、申立てが受理される基準を示しているわけではない。

商標権

侵害の事実を疎明するための資料

第1 輸入差止申立てに係る商標権（本件商標権）

登録番号：第〇〇〇〇〇〇〇号

商品区分：第18類

指定商品：ブリーフケース

登録商標（標準文字）：

ライトサロン

第2 差止対象物品

差止対象物品は、イ号標章が付されたブリーフケースであり、具体的には次のとおりである。

【全体写真】

【拡大写真】
イ号標章



青山 ライト  サロン

※注：登録商標とイ号標章が同一又は明らかに類似する場合には、「写真に補足説明を加えた」程度の簡素な疎明内容が好ましい。

1 標章

(1) イ号標章の要部観察

イ号標章は、ポップ体で記載された「青山」の漢字2文字と、同じくポップ体の「ライト」という片仮名3文字と、「」の図柄（以下「星形図柄」という。）と、同じくポップ体の「サロン」という片仮名3文字とで構成される結合標章である。

以下、イ号標章について要部観察の可否を検討する。

まず、イ号標章の文字の構成をみると、「青山」は漢字であり、それ以降の文字はいずれも片仮名であ

る。また、「青山」と「ライト」の間にはスペースが挿入されている。さらに、「青山」の部分を見ると、これは著名な地名ないし一般的な苗字という観念が生じると解され、それ自体が識別力を有するものではなく、その一般的な意味を超えてこの部分が需要者に対し出所識別標識として強く支配的な印象を与えることはない。このように文字の種類が違うこと、意味を区別するスペースが存在すること、「青山」の部分に識別力がないことからすれば、「青山」の文字部分とそれ以外の部分は分離して観察することが可能である。

他方、「ライト」と星形図柄と「サロン」の部分はそれぞれスペースが挿入されることなく、同じ文字の種類で一連一体のものとして記載されている。また、星形図柄は一般に称呼を生じないため一連一体の部分の称呼は「ライトサロン」となり、「ライト」と「サロン」の言葉の意味に鑑みて「明るく快活な社交場」との観念を生じることから（「広辞苑第5版」）、物品「ブリーフケース」との関係において、当該部分は識別力を有する。さらに、この部分の文字数が多く外観においてより強い印象を与えること等も考えると、「青山」を除くそれ以外の部分が一体として出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものといえることができる。

よって、イ号標章の要部は「**青山 ライト  サロン**」の部分である。

(2) イ号標章の要部における3要素の観察

ア 外観

イ号標章の要部は、ポップ体の「ライトサロン」という片仮名6文字と、その6文字の真ん中に挿入された星型図柄とで構成された外観を有する。なお、この星型図柄は他の文字と大きさが変わらないため、外観において「ライトサロン」を分断する印象を与えるものではない。

イ 称呼

星型図柄自体には称呼が生じないこと、また、明瞭に一体となっている部分の称呼は一連読みして生じることから、イ号標章の要部の称呼は「ライトサロン」である。

ウ 観念

また、一体となる「ライトサロン」からは、上述のように「明るく快活な社交場」との観念を生じる。

(3) 登録商標とイ号標章との類否判断

登録商標とイ号標章について要部を中心として対比すると、まず、イ号標章は、外観において特定のフォントを用いている点で異なり、また星型図柄が挿入されているという点でも異なっている。

他方、これらの称呼は同一である。

また、その同一の称呼から一般的に想起される観念は両者共に「明るく快活な社交場」であって同一である。

これらの同一又は類似する各要素が需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すると、まず、フォントに違いがあるとしてもイ号標章が採用するフォントは一般的なワープロソフトで表示可能なポップ体であり、それ自体が特別な顕著性を有するものではない。また、星型図柄が挿入されているものの、その大きさは他の文字と同程度の大きさであり単なる飾りとしての印象しか与えず、イ号標章を見た需要者に想起される観念を否定するほどに識別力を有するわけでもない。

以上からすると、称呼と観念が全く一致する登録商標とイ号標章の要部が類似することは明らかであり、また全体的に考察してみても、相互に類似する。

2 商品

イ号標章が付された物品「ブリーフケース」(類似群コード：21C01)は、本件商標権の指定商品「ブリーフケース」(類似群コード：21C01)と同一である。

3 小括

以上より、差止対象物品は、本件商標権の指定商品と同一又は類似する商品に、本件登録商標と類似する標章を付したものである。

第3 結論

よって、当該物品が正当な権原・理由なく、業として輸入される場合には、当該物品は関税法上の「商標権を侵害する物品」となる(関税法第69条の11第1項第9号)。

以上

意匠権

侵害の事実を疎明するための資料

下記第1に記載する物品が、関税法69条の11第1

項第9号に掲げる本件輸入差止申立てに係る意匠権(以下「本件意匠権」という。)を侵害する物品に該当し、同項の規定により輸入してはならない貨物であることについて、下記第2に記載のとおり疎明する。

記

第1 差止対象物品

差止対象物品は、別紙1に示す写真の構成を有するものである。

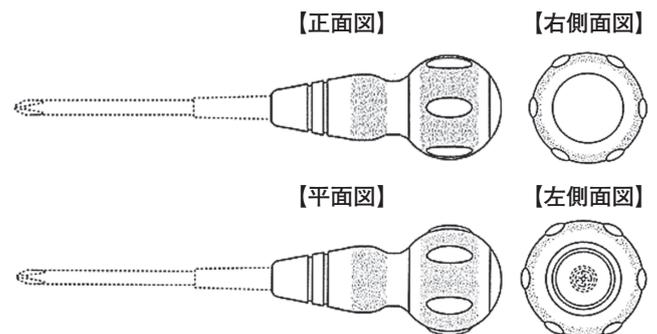
なお、現時点で、被山製作所株式会社及び被山商事株式会社が製造・販売等する型式「GD1234-P」(以下「イ号物品」という。)と表示された物品が見つかった。

第2 イ号物品が本件意匠権を侵害すると認める理由

1 本件意匠権の概要

- (1) 意匠権者：株式会社原野商事
- (2) 登録番号：第〇〇〇〇〇〇〇号
- (3) 意匠に係る物品：ドライバー
- (4) 登録意匠(以下「本件意匠」という。): 以下に示すとおり。

本件意匠は部分意匠(意匠法2条1項括弧書き)である。以下図面において、実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けた部分である。背面図は正面図と対称に表れ、底面図は平面図と同一に表れるため省略する。



2 本件意匠及びイ号物品の意匠に係る物品の同一又は類似性

本件意匠に係る物品は「ドライバー」であるところ、別紙1「イ号物品について」に示された意匠(以下「イ号意匠」という。)の構成から明らかなように、イ号意匠に係る物品も「ドライバー」であり、これら物品は同一である。

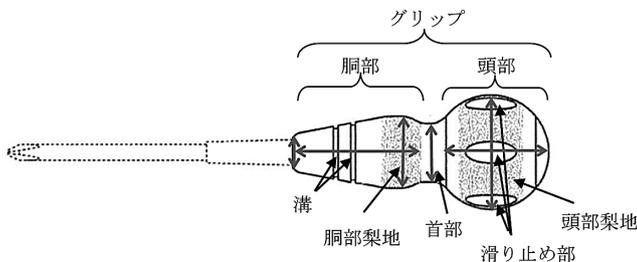
また、本件意匠はドライバーのグリップに関する部分意匠であるところ、イ号意匠においてこれに相

当する部分もドライバーのグリップであって、これら部分の用途及び機能は同一である。

3 本件意匠及びイ号意匠の形態

(1) 本件意匠

本件意匠は、次の正面図に示されるとおり、ドライバーのグリップに関する部分意匠である。



【本件意匠の正面図】

ア 基本的構成態様

A 略球状の頭部と、くびれ状に小径となる首部と、端部が先細となるテーパ筒状の胴部とからなるドライバーのグリップ。

イ 具体的構成態様

B 頭部には、正面視横方向の略中間にドライバーの軸を中心として円周方向全周にわたり形成された頭部梨地と、当該頭部梨地の正面視横方向略全幅にわたり、かつ、円周方向に等間隔で形成された6個の正面視横長楕円状かつ凸状の滑り止め部とがある。

C 首部は、頭部及び胴部との間において正面視横方向に円弧状にくぼんでいる。

D 胴部には、首部近傍から胴部にかけて、胴部の正面視横方向の右3分の1程度の幅部分のやや円周が膨らんだ箇所においてドライバーの軸を中心として円周方向に全周にわたり形成された胴部梨地と、胴部の正面視左方向に向けて細くなる筒状の部分の略中間付近に円周方向に形成された2つの円環状の溝とがある。

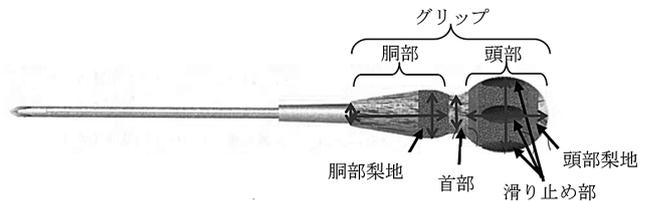
E 頭部の正面視縦横長さ比は約1:1であり、胴部の最大径と正面視横方向長さ比は約1:1.3である。

F 頭部の最大径、首部の最小径、胴部の最大径、胴部の最小径の長さ比は約3.6:1.5:2.3:1であり、頭部と胴部の正面視横方向長さ比は約1:1.3である。

G 滑り止め部の長径と短径の長さ比は、約2:1である。

(2) イ号意匠

イ号意匠の正面図は次のとおりであって、その他の図は別紙1に記載のとおりである。イ号意匠の構成についても、ドライバーのグリップ部分のみをその基本的構成態様・具体的構成態様として以下主張する。



【イ号意匠の正面図】

ア 基本的構成態様

a 略球状の頭部と、くびれ状に小径となる首部と、端部が先細となるテーパ筒状の胴部とからなるドライバーのグリップ。

イ 具体的構成態様

b 頭部には、正面視横方向の略中間にドライバーの軸を中心として円周方向全周にわたり形成された頭部梨地と、当該頭部梨地の正面視横方向略全幅にわたり、かつ、円周方向に等間隔で形成された6個の正面視横長楕円状かつ凹状の滑り止め部とがある。

c 首部は、頭部及び胴部との間において正面視横方向に円弧状にくぼんでいる。

d 胴部には、首部近傍から胴部にかけて、胴部の正面視横方向の右3分の1程度の幅部分のやや円周が膨らんだ箇所においてドライバーの軸を中心として円周方向に全周にわたり形成された胴部梨地がある。

e 頭部の正面視縦横長さ比は約1:1.2であり、胴部の最大径と正面視横方向長さ比は約1:2である。

f 頭部の最大径、首部の最小径、胴部の最大径、胴部の最小径の長さ比は約3.5:1.7:2.2:1であり、頭部と胴部の正面視横方向長さ比は約1:1.2である。

g 滑り止め部の長径と短径の長さ比は、約2.1:1である。

h 頭部梨地及び胴部梨地の色はねずみ色であり、頭部基部から胴部端部までの模様は、頭部梨地及び胴部梨地以外の箇所において木目模様となっている。

4 本件意匠とイ号意匠の対比

(1) 共通点

ア 基本的構成態様

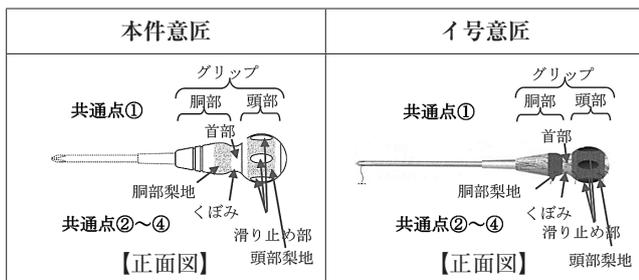
① 本件意匠とイ号意匠は、いずれも略球状の頭部と、くびれ状に小径となる首部と、端部が先細となるテーパ筒状の胴部とからなるドライバーのグリップである（基本的構成態様 A 及び同 a）。

イ 具体的構成態様

② 頭部には、いずれも正面視横方向の略中間にドライバーの軸を中心として円周方向全周にわたり形成された頭部梨地と、当該頭部梨地の正面視横方向略全幅にわたり、かつ、円周方向に等間隔で形成された6個の正面視横長楕円状滑り止め部とがある（具体的構成態様 B 及び同 b）。

③ 首部は、いずれも頭部及び胴部との間において正面視横方向に円弧状にくぼんでいる（具体的構成態様 C 及び同 c）。

④ 胴部には、いずれも首部近傍から胴部にかけて、胴部の正面視横方向の右3分の1程度の幅部分のやや円周が膨らんだ箇所においてドライバーの軸を中心として円周方向に全周にわたり形成された胴部梨地がある（具体的構成態様 D 及び同 d）。



(2) 差異点

① 本件意匠の滑り止め部は凸状であるが、イ号意匠の滑り止め部は凹状である（具体的構成態様 B 及び同 b）。

② 本件意匠は胴部の正面視左方向に向けて細くなる筒状の部分の略中間付近に円周方向に形成された2つの円環状の溝があるが、イ号意匠には溝が存在しない（具体的構成態様 D 及び同 d）。

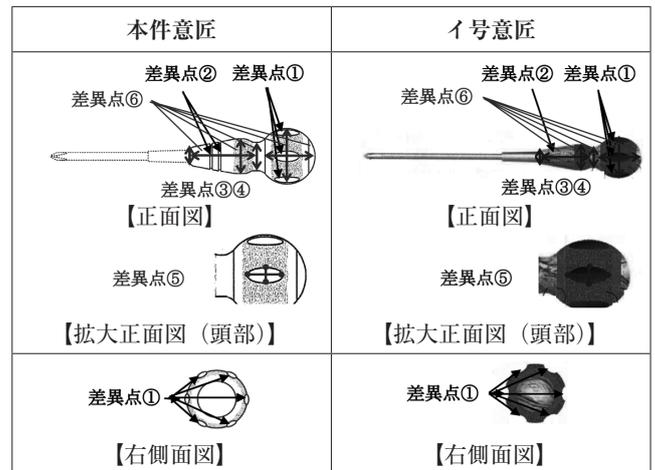
③ 本件意匠の頭部の正面視縦横長さ比は約1:1であり、胴部の最大径と正面視横方向長さ比

は約1:1.3であるが、イ号意匠はそれぞれ約1:1.2、約1:2である（具体的構成態様 E 及び同 e）。

④ 本件意匠の頭部の最大径、首部の最小径、胴部の最大径、胴部の最小径の長さ比は約3.6:1.5:2.3:1であり、頭部と胴部の正面視横方向長さ比は約1:1.3であるが、イ号意匠はそれぞれ約3.5:1.7:2.2:1、約1:1.2である（具体的構成態様 F 及び同 f）。

⑤ 本件意匠の滑り止め部の長径と短径の長さ比は約2:1であるが、イ号意匠では約2.1:1である（具体的構成態様 G 及び同 g）。

⑥ 本件意匠の頭部梨地及び胴部梨地には特定の色はなく、頭部基部から胴部端部までの模様も特にないが、イ号意匠の頭部梨地及び胴部梨地の色はねずみ色であり、頭部基部から胴部端部までの模様は、頭部梨地及び胴部梨地以外の箇所において木目模様となっている（具体的構成態様 h）。



5 類否判断

本件意匠は部分意匠であるため、イ号意匠との類否についても、ドライバーのグリップの部分（本件意匠に相当する部分）について判断すべきである。なお、両部分について、物品全体の中に占める当該部分の位置・大きさ・範囲は同一である。

(1) 本件意匠の要部

ア 意匠に係る物品の性質等

本件意匠は、意匠に係る物品がドライバーであり、そのグリップの部分意匠であるところ、需要者であるドライバーの使用者は、当該グリップを握って刃先を有する軸を回転させる。そのため、その用

途や使用態様から、使用者は、グリップが保持し易いか、また作業中グリップが滑らないかという点に興味をひかれ、グリップの具体的な構成態様に注意を払う。

イ 公知意匠

本件意匠の出願前において、以下図のような、本件意匠に係る物品と同一のドライバーに関する意匠第〇〇〇〇〇〇〇号（以下「本件公知意匠1」という。）及び意匠第〇〇〇〇〇〇〇号（以下「本件公知意匠2」という。）が公知であった。なお、本件公知意匠1と本件公知意匠2とは、その形態において滑り止め部が凸状（本件公知意匠1）であるか凹状（本件公知意匠2）であるのみ異なる関連意匠であり、その他の形態は同一である。

本件意匠と本件公知意匠は、「略球状の頭部と、くびれ状に小径となる首部と、端部が先細となるテーパ筒状の胴部とからなるドライバーのグリップ」（基本的構成態様A）、「頭部の円周方向に等間隔で形成された正面視横長楕円状の滑り止め部が凸状である」点（具体的構成態様Bの一部）、「首部は頭部及び胴部との間において正面視横方向に円弧状にくぼんでいる」点（同C）、「胴部の正面視左方向に向けて細くなる筒状の部分の略中間付近に円周方向に形成された2つの円環状の溝がある」点（同Dの一部）で共通する。また、「胴部の最大径と正面視横方向長さ比は約1:1.3である」点（同Eの一部）、「頭部と胴部の正面視横方向長さ比は約1:1.3である」点（同Fの一部）、「滑り止め部の長径と短径の長さ比は、約2:1である」点（同G）も共通する。

本件意匠	本件公知意匠1及び2
<p>【正面図】 溝、くぼみ、滑り止め部</p> <p>【右側面図】 滑り止め部</p>	<p>【正面図】 溝、くぼみ、滑り止め部</p> <p>【右側面図（公知意匠1）】 【右側面図（公知意匠2）】</p>

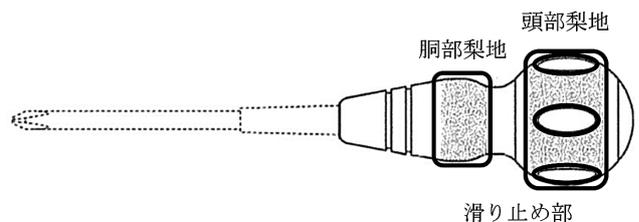
ウ 要部

まず、本件公知意匠1及び2との対比から本件意匠の要部について検討すると、本件意匠は、本件公知意匠1及び2と基本的構成態様A、具体的構成態様Cにおいて同一であり、需要者は、この部分に注意をひかれることはない。また、具体的構成態様Bの一部である「頭部の円周方向に等間隔で形成された正面視横長楕円状の滑り止め部が凸状であ

る」点、同Dの一部である「胴部の正面視左方向に向けて細くなる筒状の部分の略中間付近に円周方向に形成された2つの円環状の溝がある」点、同Eの一部である「胴部の最大径と正面視横方向長さ比は約1:1.3である」点、同Fの一部である「頭部と胴部の正面視横方向長さ比は約1:1.3である」点、同Gにおいても同一であり、これらの点も需要者が注意をひかれる部分とはなり得ない。

他方、物品の用途、使用態様等から本件意匠の要部について検討すると、グリップの滑り止め部の配置や個数、梨地部分の存否は、グリップを保持し易いか、また作業中にグリップが滑らないかという点に直接影響する構成態様であり、意匠に係る物品の性質等から、看者である需要者（ドライバーの使用者）の注意を最も強くひく部分である。

したがって、具体的構成態様Bのうち「頭部には、正面視横方向の略中間にドライバーの軸を中心として円周方向全周にわたり形成された頭部梨地と、当該頭部梨地の正面視横方向略全幅にわたり6個の滑り止め部とがある」点と、具体的構成態様Dのうち「胴部には、首部近傍から胴部にかけて、胴部の正面視横方向の右3分の1ほどの幅部分のやや円周が膨らんだ箇所においてドライバーの軸を中心として円周方向に全周にわたり形成された胴部梨地がある」点とが、本件意匠の要部となる。



【本件意匠の正面図（要部を示す図）】

(2) 本件意匠及びイ号意匠の形態の共通点及び差異点の評価

ア 共通点の評価

上述のとおり、本件意匠とイ号意匠とは、本件意匠の要部である具体的構成態様Bのうち「頭部には、正面視横方向の略中間にドライバーの軸を中心として円周方向全周にわたり形成された頭部梨地と、当該頭部梨地の正面視横方向略全幅にわたり6個の滑り止め部とがある」点（共通点②の一部）と、具体的構成態様Dのうち「胴部には、首部近傍から胴部にかけて、胴部の正面視横方向の右3分の1程度の幅部分のやや円周が膨らんだ箇所におい

てドライバーの軸を中心として円周方向に全周にわたり形成された胴部梨地がある」点（共通点④）において共通であって、需要者に対し共通の美感を生じさせるものと認められ、当該共通点は両意匠の類否判断に大きな影響を与えるといえる。

イ 差異点の評価

他方、本件意匠とイ号意匠との差異点①～⑥は、本件公知意匠1及び2の公知意匠にも見られるありふれた構成態様等であり、いずれも本件意匠の要部に関わらない微差にすぎず、需要者の美感に何ら差異を生じさせるものではないと認められ、当該差異点が類否判断に与える影響は小さいものといえる。

(3) 意匠全体としての類否判断

本件意匠とイ号意匠は、意匠に係る物品が共通し、その形態においても需要者が上記差異点から受ける印象は両意匠の上記共通点から受ける印象を凌駕するものではなく、需要者の視覚を通じて起こさせる全体的な美感を共通にしているものと認められるため、両意匠は類似するものといえる。

6 結論

以上のとおり、イ号意匠は本件意匠に類似し、よって、意匠権者等の許諾なく、業としてイ号物品が輸入された場合には、本件意匠権を侵害する。

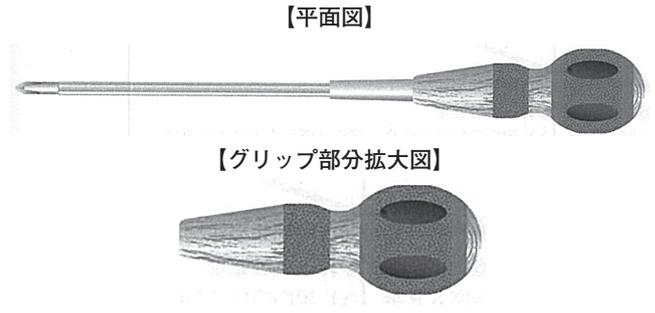
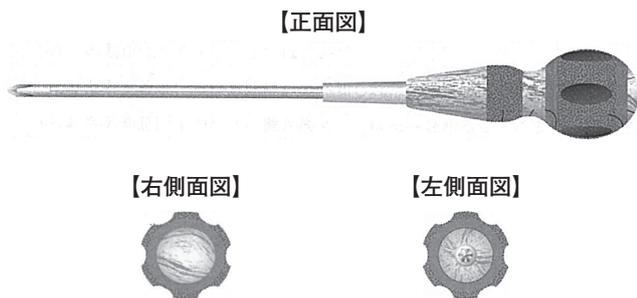
以上

別紙1

イ号物品について

背面図は正面図と対称に表れ、底面図は平面図と同一に表れるため省略する。

※注：以下では、都合上、写真ではなく図面で記載している。



以上

特許権

侵害の事実を疎明するための資料

下記第1に記載する物品が、関税法69条の11第1項第9号に掲げる本件輸入差止申立てに係る特許権（以下「本件特許権」という。）を侵害する物品に該当し、同項の規定により輸入してはならない貨物であることについて、下記第2に記載のとおり疎明する。

記

第1 差止対象物品

差止対象物品は以下のものである。

株式会社丙川産業が製造・販売等する製品名「押し入れ用置棚 ABC」であって、型番「RH1234」の物品（以下「イ号物品」という。）。

第2 イ号物品が本件特許権を侵害すると認める理由

1 本件特許権

申立人は、次の本件特許権（本件特許権の請求項1記載の発明を「本件特許発明」、明細書を「本件明細書」という。）を有する。

- (1) 特許権者：甲野工業株式会社
- (2) 特許番号：第〇〇〇〇〇〇〇号
- (3) 発明の名称：押し入れ用置棚
- (4) 出願日：令和〇年〇月〇日
- (5) 出願番号：特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
- (6) 登録日：令和〇年〇月〇日

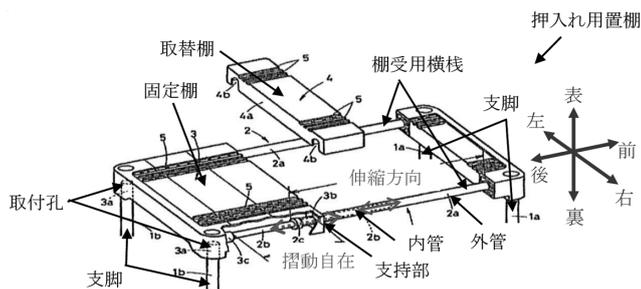
2 本件特許発明

(1) 特許請求の範囲

本件特許発明は、次のとおりである。なお、参考として図1を記載する。

【請求項1】

「左右の支脚間に前後に架橋された棚受用横棧上に着脱自在な取替棚が掛止される押入れ用置棚において、前記棚受用横棧は外管に内管が伸縮可能に挿通されると共に、前記外管の伸縮方向に一定長を有する固定棚は、その後方裏面に設けられた取付孔に内管側の支脚が嵌入されると共に、前記固定棚の先端の支持部に対して前記外管がその伸縮に応じて摺動自在に挿通されて前記固定棚が水平に支持され、所定枚数の取替棚が前後の外管上に掛止されることを特徴とする押入れ用置棚」



【図1】全体斜視図

(2) 構成要件への分説

本件特許発明を構成要件に分説すると、次のとおりである（以下「構成要件A」等という。）。

- A：左右の支脚間に前後に架橋された棚受用横棧上に着脱自在な取替棚が掛止される押入れ用置棚において、
- B：前記棚受用横棧は外管に内管が伸縮可能に挿通されると共に、
- C：前記外管の伸縮方向に一定長を有する固定棚は、その後方裏面に設けられた取付孔に内管側の支脚が嵌入されると共に、
- D：前記固定棚の先端の支持部に対して前記外管がその伸縮に応じて摺動自在に挿通されて前記固定棚が水平に支持され、
- E：所定枚数の取替棚が前後の外管上に掛止される
- F：ことを特徴とする押入れ用置棚

(3) 本件特許発明の概略

本件特許発明の概略は、本件明細書の記載によれば、以下のとおりである。

ア 発明の属する技術分野

本件特許発明は、押入れに利用する置棚に係り、詳しくは押入れの寸法に応じて、適宜置棚の長さを

調節できる構成に関するものである（本件明細書の段落【0001】）。

イ 従来技術

従来から、押入れの収納効率を高めるために、支脚間に棚受用横棧を架橋し、当該横棧上に棚材を載置してなる置棚は公知である。当該置棚によれば、棚材によって押入れの収容空間を上下に区画することができるため、棚の上には布団を、下には洋服の収納ボックスを置くというように、収容物の整理が図られ、押入れの収容効率も高めることができる（同段落【0002】）。

ウ 発明が解決しようとする課題

ところで、押入れの寸法は、その建物がどのような尺度によって建てられたかによって異なる。つまり、建物尺度としては日本工業規格で中京間、京間、関東間、メートル間等が定められているが、その尺度が異なれば押入れの寸法も異なる（同段落【0003】）。

しかし、上記従来の置棚は、横棧の長さが固定されたものであるため、製造者側は各尺度における押入れの寸法に応じた数種類の置棚を用意する必要があり、この種の置棚の製造コストを低減することができないという課題があるとともに、消費者側にとっても押入れの寸法を確認した上で、対応する置棚を購入しなければならないという課題があった（同段落【0004】）。

本件特許発明は、上述した課題を解決するためになされたもので、その目的はあらゆる寸法の押入れに適用できる押入れ用置棚を提供することである（同段落【0005】）。

エ 発明の作用効果

本件特許発明によれば、棚受用の横棧を伸縮自在に構成したため、押入れの寸法に応じて置棚のサイズを調整することができる（同段落【0017】）。

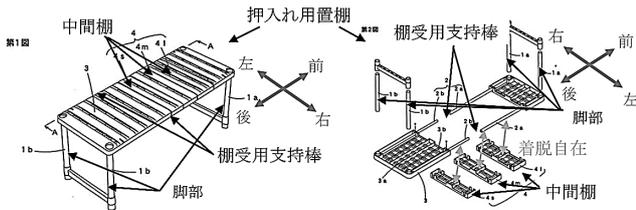
3 イ号物品が本件特許発明の技術的範囲に属すること

(1) イ号物品の特定

ア イ号物品の構成は、別紙1に記載のとおりであり、図を用いて以下説明する。

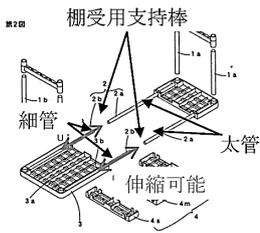
a：左右の脚部1a・1b間に前後に架橋された棚受用支持棒2(2a・2b)上に着脱自在な中間棚4

(4s・4m・4l) が掛止される押入れ用置棚である。

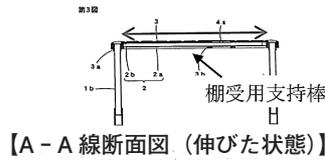


【全体斜視図】 【(天地逆にして見たところを示す) 分解斜視図】

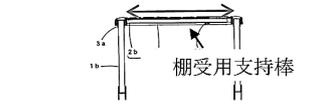
b: 棚受用支持棒 2(2a・2b) は太管 2a に細管 2b が伸縮可能に挿通されている。



【分解斜視図】

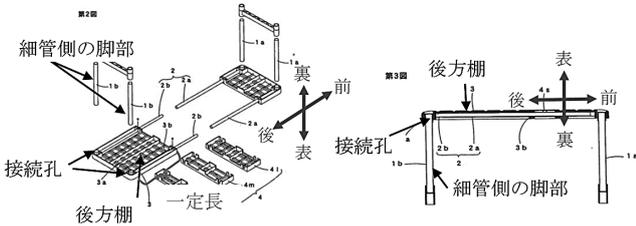


【A-A 線断面図 (伸びた状態)】



【A-A 線断面図 (縮んだ状態)】

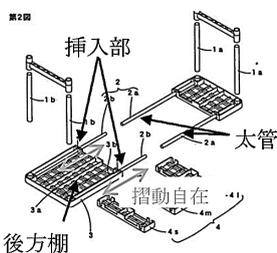
c: 太管 2a の伸縮方向に一定長を有する後方棚 3 は、その後方裏面に設けられた接続孔 3a に細管 2b 側の脚部 1b が嵌入されている。



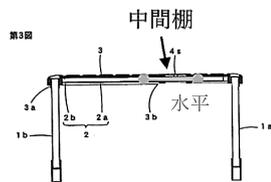
【分解斜視図】

【A-A 線断面図】

d: 後方棚 3 の先端の挿入部 3b に対して太管 2a がその伸縮に応じて摺動自在に挿通されて中間棚 4(4s・4m・4l) が水平に支持されている。

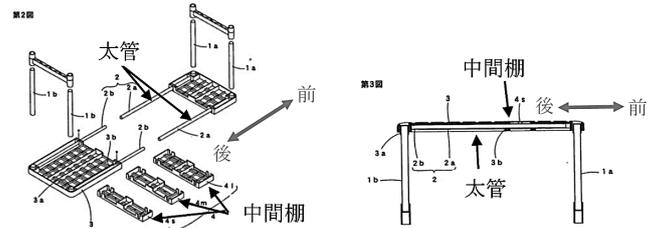


【分解斜視図】



【A-A 線断面図】

e: 3 枚のうち使用者が任意に定める枚数の中間棚 4 (4s・4m・4l) が前後の太管 2a 上に掛止される。



【分解斜視図】

【A-A 線断面図】

f: 上記 a~e の特徴を備える押入れ用置棚である。

イ イ号物品の構成を本件特許発明の各構成要件に対応させて分説して記載すると、以下のとおりである。

a: 左右の脚部間に前後に架橋された棚受用支持棒上に着脱自在な中間棚が掛止される押入れ用置棚において、

b: 棚受用支持棒は太管に細管が伸縮可能に挿通されており、

c: 太管の伸縮方向に一定長を有する後方棚は、その後方裏面に設けられた接続孔に細管側の脚部が嵌入されており、

d: 後方棚の先端の挿入部に対して太管がその伸縮に応じて摺動自在に挿通されて中間棚が水平に支持されており、

e: 3 枚のうち使用者が任意に定める枚数の中間棚が前後の太管上に掛止される

f: 上記 a~e の特徴を備える押入れ用置棚

(2) 本件特許発明とイ号物品との対比

ア 構成要件 A (「左右の支脚間に前後に架橋された棚受用横棧上に着脱自在な取替棚が掛止される押入れ用置棚において、」) の充足性

イ号物品の「脚部 1a・1b」は構成要件 A の「支脚」に、同「棚受用支持棒 2(2a・2b)」は同「棚受用横棧上」に相当する。また、イ号物品において棚受用支持棒 2(2a・2b) 上に着脱可能にその端部が掛止される「中間棚 4(4s・4m・4l)」は、構成要件 A の「取替棚」に相当する。

そして、イ号物品は、左右の脚部 1a・1b 間に前後に架橋された棚受用支持棒 2(2a・2b) 上に着脱自在な中間棚 4(4s・4m・4l) が掛止される押入れ用置棚である (構成 a) ことから、構成要件 A を

充足する。

イ 構成要件 B (「前記棚受用横棧は外管に内管が伸縮可能に挿通されると共に、」) の充足性

イ号物品において「細管 2b」は「太管 2a」に挿入され、挿入された状態において「太管 2a」は「細管 2b」の外側に配されることから、イ号物品の「太管 2a」は構成要件 A の「外管」に相当し、同様に同「細管 2b」は同「内管」に相当する。

そして、イ号物品は、棚受用支持棒 2(2a・2b) は太管 2a に細管 2b が伸縮可能に挿通されている(構成 b) ことから、構成要件 B を充足する。

ウ 構成要件 C (「前記外管の伸縮方向に一定長を有する固定棚は、その後方裏面に設けられた取付孔に内管側の支脚が嵌入されると共に、」) の充足性

イ号物品の「後方棚 3」は構成要件 C の「固定棚」に、同「接続孔 3a」は同「取付孔」に相当する。

そして、イ号物品は、太管 2a の伸縮方向に一定長を有する後方棚 3 は、その後方裏面に設けられた接続孔 3a に細管 2b 側の脚部 1b が嵌入されている(構成 c) ことから、構成要件 C を充足する。

エ 構成要件 D (「前記固定棚の先端の支持部に対して前記外管がその伸縮に応じて摺動自在に挿通されて前記固定棚が水平に支持され、」) の充足性

①イ号物品の「挿入部 3b」は構成要件 D の「支持部」に相当する。

そして、イ号物品は、後方棚 3 の先端の挿入部 3b に対して太管 2a がその伸縮に応じて摺動自在に挿通されて中間棚 4(4s・4m・4l) が水平に支持されている(構成 d) ことから、構成要件 D を充足する。

②なお、利害関係者は、申立手続き前の当事者間の交渉の経緯から(甲○【資料○】)、イ号物品は、太管 2a が太管固定用ネジ(図示せず)によって固定される状態で使用される別形態を有するため構成要件 D を充足しないと、主張するようである。

しかしながら、イ号物品は、イ号物品の使用者が、上記構成 d の形態と上記別形態とを、選択することができる構成となっている。

そして、イ号物品が上記選択可能な別形態を備えるからといって、イ号物品が構成 d を備えること

には変わらないのであるから、上記別形態の存否は構成要件 D の充足性に何ら影響を与えるものではなく、利害関係者の主張は理由がない。

オ 構成要件 E (「所定枚数の取替棚が前後の外管上に掛止される」) の充足性

構成要件 E の「所定枚数」は、特定の枚数に限定されておらず、「3 枚のうち使用者が任意に定める枚数」であってもよい。したがって、イ号物品の「3 枚のうち使用者が任意に定める枚数」は構成要件 E の「所定枚数」に相当する。

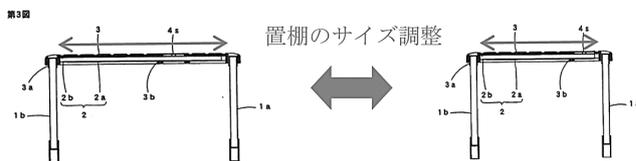
そして、イ号物品は、3 枚のうち使用者が任意に定める枚数の中間棚 4(4s・4m・4l) が前後の太管 2a 上に掛止される(構成 e) ことから、構成要件 E を充足する。

カ 構成要件 F (「ことを特徴とする押入れ用置棚」) の充足性

イ号物品は、上記 a~e の特徴を備える押入れ用置棚である(構成 f) ことから、構成要件 F を充足する。

キ 作用効果の同一性

イ号物品は、上記 a~e の特徴を備えることによって、押入れの寸法に応じて置棚のサイズを調整できるという作用効果を奏するものであるから、その作用効果も本件特許発明と同一である。



【イ号物品の作用効果を示す A-A 線断面図】

ク 小括

したがって、イ号物品は、本件特許発明の構成要件 A~F を全て充足し、同一の作用効果を奏するものであるから、本件特許発明の技術的範囲に属する。

4 結論

以上のとおり、イ号物品は本件特許発明の技術的範囲に属し、よって、正当な権原・理由なく、業としてイ号物品が輸入された場合には、本件特許権を侵害する。

以上

別紙 1

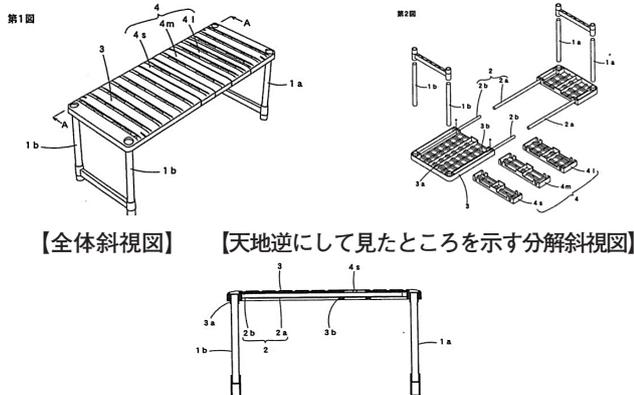
イ号物品について

(1) 図面中の符号の説明

1a, 1b…脚部, 2…棚受用支持棒, 2a…太管, 2b…細管, 3…後方棚, 3a…接続孔, 4…中間棚

(2) イ号物品の構成

- 左右の脚部 1a・1b 間に前後に架橋された棚受用支持棒 2 上に着脱自在な中間棚 4 が掛止される押入れ用置棚である。
- 棚受用支持棒 2 は太管 2a に細管 2b が伸縮可能に挿通されている。
- 太管 2a の伸縮方向に一定長を有する後方棚 3 は、その後方裏面に設けられた接続孔 3a に細管 2b 側の脚部 1b が嵌入されている。
- 後方棚 3 の先端の挿入部 3b に対して太管 2a がその伸縮に応じて摺動自在に挿通されて中間棚 4 が水平に支持されている。
- 3 枚のうち使用者が任意に定める枚数の中間棚 4 が前後の太管 2a 上に掛止される。
- 上記 a～e の特徴を備える押入れ用置棚である。



【全体斜視図】 【天地逆にして見たところを示す分解斜視図】

【棚受用支持棒に中間棚を取り付けた状態の A-A 線断面図】

以上

5. おわりに

税関における水際取締制度は、知的財産権の権利行使について行政庁が自ら判断し執行するという特殊な制度である。

そのような制度を運用する税関職員は、誠実な対応を内外から求められる中、極めて真摯に取り組んでいると、筆者は身近に身を置きながら感じている。

当該制度を利用する際には、代理人となる諸先生方も、税関職員と円滑なコミュニケーションをとり柔軟

に対応いただくことで、クライアントひいては社会公共の利益に繋がるものと考えている。

また、本稿を執筆するにあたり、能力担保研修テキストの利用を承諾いただいた特許庁の関係者の皆様方、協力いただいた日本弁理士会の関係者の皆様方に、この場を借りて感謝申し上げたい。

本稿が水際取締制度を利用する際の一助となれば幸いです。

(注)

- 財務省, 財務省 HP https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2020_1/index.htm, 最終アクセス日 2021 年 3 月 10 日
- 弁理士法 4 条 2 項 1 号「弁理士は…他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。1 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 69 条の 3 第 1 項及び第 69 条の 12 第 1 項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続並びに同法第 69 条の 4 第 1 項及び第 69 条の 13 第 1 項の規定による申立て並びに当該申立てをした者及び当該申立てに係る貨物を輸出し、又は輸入しようとする者が行う当該申立てに関する税関長又は財務大臣に対する手続についての代理」
- 「特許庁（発行所 日本弁理士会）、特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修テキスト 3 特定侵害訴訟の実務 上巻（総論・特許）P.389～435, 平成 29 年 4 月 1 日」, 「特許庁（発行所 日本弁理士会）、特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修テキスト 4 特定侵害訴訟の実務 下巻（意匠・商標・不正競争・法曹倫理）P.567～612, P.723～753, 平成 29 年 4 月 1 日」
- 財務省, 税関 HP <https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>, 最終アクセス日 2021 年 3 月 10 日, 宮川元, 特技懇 no.296, 税関における知的財産権侵害物品の水際取締り—商標権に基づく輸入差止申立ての手続—, 2020.1.30, P.62-66, 大場麻子, 特技懇 no.285, 税関における知的財産権侵害物品の水際取締り—特許庁との連携に着目して—, 2017.5.16, P.43-51
- 本稿では、関税法を関、関税法基本通達を通達、特許法を特、知的財産権法を知財法、民事訴訟法を民訴、民事訴訟規則を民訴規、民事保全法を民保、民事保全規則を民保規と略す。
- 齋藤和久, 関税法解説 (1) —知的財産侵害物品取締条項— P.2, CIPIC ジャーナル Vol.194, 2010.2
- 通達 69 の 11～69 の 21-1 (用語の定義)「侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続をいう」。なお、侵害疑義物品とは、「侵害物品に該当すると思料される貨物をいう」。
- 齋藤和久, 関税法解説 (1) —知的財産侵害物品取締条項— P.23, CIPIC ジャーナル Vol.194, 2010.2
- 税関の使命「①安全・安心な社会の実現：国民生活の安全・

安心を守り、我が国の経済・社会秩序を維持するため、麻薬・覚せい剤等の不正薬物、銃器等の社会悪物品や健全な経済の発展を損なう知的財産侵害物品、偽造クレジットカード等の密輸に対する水際での積極的な取締り、②適正かつ公平な関税等の徴収：輸入申告された貨物等にかかる関税や内国消費税を徴収すべく、適正かつ公平な関税等の徴収への取組み、③貿易の円滑化：貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たり、適正な通関を確保しつつ、簡便な手続と円滑な処理を実現するため、手続やシステム運用等の改善を行うなどの、利用者の利便性の向上等を通じた貿易の円滑化への取組み」、財務省、税関 HP <https://www.customs.go.jp/zeikan/yakuwari.htm>、最終アクセス日 2021 年 3 月 10 日

(10) 憲法 29 条 1 項「財産権は、これを侵害してはならない。」の規定からも、税関における水際取締りは慎重になされるべきであることは明確である。

(11) 東京地決平成 11 年 9 月 20 日判時 1696 号 76 頁・判タ 1018 号 144 頁等。また、同時に異なる側面も多く有する。

(12) 明文規定はないが、申立ての受理要は、①権利者であること、②権利の内容に根拠があること、③侵害の事実があること、④侵害の事実を確認できること、⑤税関で識別できること、の 5 つとされている。

(13) 保全訴訟の本案化（伊原智己，久世勝之，岩坪哲，井上裕史，シミュレーション特許侵害訴訟 P.385，平成 24 年 3 月 15 日）

(14) 日本弁理士会 編著，知的財産権侵害訴訟実務ハンドブック P.355，平成 24 年 3 月 15 日

(15) 牧野弘武，財団法人司法協会，民事訴訟法講義案一再訂補訂版—P.84，平成 22 年 5 月

(16) 広義の執行力が及ぶという意味合いではないものと解する。

(17) 実務上は、申立手続きの特性を勘案して、代理人が作成する鑑定書は、一般的な鑑定書ではなく、輸入差止申立てに適した内容の鑑定書又は疎明資料を別途作成するのが好ましい。

(18) 特許権，実用新案権，意匠権のみが対象となる。

(19) 通関解放制度とは，認定手続が開始された特許権等を侵害する疑いがある物品について，輸出入者が一定期間経過後に相当と認める額の担保（通関解放金）の提供を条件として，税関長へ認定手続を取りやめるよう求め，その結果，輸入が差し止められていた物品が解放（輸入許可）される制度である。財務省，税関 HP https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/c_004.htm，最終アクセス日 2021 年 3 月 10 日

(20) 但し，輸入者に関する何らかの情報を把握している場合には，税関と情報共有するのが好ましい。

(21) 訴訟物の価額，訴額計算書を含む。

(22) 通達 69 の 11～69 の 21-1（用語の定義）「関 69 条の 11 第 1 項 9 号及び 10 号に掲げる物品をいう。」

(23) 模倣品は標章を故意に商標的使用でない態様としている場合等もあり，これらの把握・判断も必要となる。

(24) 実務上では，執行実効可能性の観点から，先に優先度の高い侵害物品を特定し，その後，全ての侵害物品を対象とするように特定（構成要件による特定等）することが多い。

(25) 弁理士は，出願時に模倣品に対してより有効な権利となるよう意識する必要がある，これは商標権に限らず，他の知的財産権についても同様である。

(26) 但し，禁反言には注意する必要がある。その後の訴訟や審判等も想定され，また係争の相手方もその輸入者限りではないからである。

(27) 実務上，よく見られるケースが特許発明に関する説明の記載をほとんどそのまま登録意匠の説明の記載として用いている等である。

(28) 選択肢としては，例えば，How（裁判所，無効審判の手段等），When（権利行使の時期等），Where（国内，外国といった場所等），Who（権利行使をする相手方等），What（権利行使をする対象行為等）等の多くの選択肢が考えられる。

（原稿受領 2021.3.5）